令和7年度「千葉県奨学のための給付金(家計急変)」制度について

災害などを起因として家計が急変した世帯(※)への支援を行います。

※ 定年退職、自主退職等は対象外となります。

1 給付金の支給対象となる世帯

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

(1) 家計急変後の保護者等(父・母である場合は両方)の収入が、住民税非課税相当額等である こと(生活保護(生業扶助)受給世帯は除く)※

【収入・所得の目安】

世帯構成	年収基準額	年間所得基準額
2人世帯	約204万円	135万円
3人世帯	約220万円	147万円
4人世帯	約270万円	182万円
5人世帯	約320万円	217万円
6人世帯	約370万円	252万円

- ※ 専攻科の生徒の場合、家計急変後の保護者等の収入が、年収約380万円未満の世帯(扶養する子が3人以上いる場合は年収約600万円未満)の世帯も対象となります。
- (2) 保護者等が千葉県内に在住していること。
 - ※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。
- (3) 高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。

2 支給額(高校生等1人あたり年額)

家計急変した月により給付額が異なります。

- ○7月1日までに家計急変 → 満額(下記年額)
- ○7月2日以降に家計急変 → 年額/12×家計急変月の翌月~3月までの月数
 - 例) 7月家計急変、区分①の場合 → 152, 000/12×8月=101, 333円

給付区分	支給額(年額)		
①全日制・定時制(非課税相当)	152,000円		
②通信制•専攻科(非課税相当)	52, 100円		
③専攻科(年収約380万円未満の世帯(②を除く)※)	10,420円		

※ 扶養する子が3人以上いる場合は年収約600万円未満まで対象

3 申請方法

- ○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合
 - ・・・・・在学する私立高等学校等を通じて申請してください。

(申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。)

- 〇保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合
 - • • 千葉県総務部学事課(私学振興班)へ直接申請(郵送)してください。
 - ●申請書類 千葉県のホームページからダウンロードしていただくか、千葉県総務部学事課へ ご連絡ください。(県から郵送いたします。)
 - ●提出期限 <u>令和7年12月19日(金)</u>まで随時受付します。(当日消印有効) ※特段の事情により、提出期限を過ぎる場合は、下記連絡先までご連絡ください。

<千葉県ホームページ>

https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-kakei.html

問い合わせ・提出先:千葉県総務部学事課(私学振興班)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-2162